

半田市防災行政無線局（同報系）運用要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害対策に係る情報伝達などを迅速かつ的確に行うため、防災行政無線局（同報系）（以下「無線局」という。）の適正な運用について、必要な事項を定めるものとする。

（無線管理者）

第2条 無線局の適正な管理運用を図るため、無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

2 無線管理者は、総務部防災安全課をもって充てる。

3 無線管理者は、無線局に関する事務を統括する。

（放送する情報）

第3条 無線局により放送する情報は、次のとおりとする。

（1）地震、風水害、津波、大規模火災等の非常事態に関する情報

（2）全国瞬時警報システムによる情報

（3）災害予防、災害応急対策、災害復旧等緊急を要する情報

（4）公官署その他の公共機関からの災害対策に関する情報

（5）人の生命又は財産の保護のため特に緊急を要する情報

（6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める情報

（放送の方法）

第4条 無線局による放送は、親局からの通信を受けた屋外拡声子局が、装備する拡声器を使用して周辺住民に対して行う拡声放送と、同じく親局からの通信を受けた戸別受信機による音声放送とし、次に掲げる区分により行うものとする。

（1）半田市全域の全ての無線局に対し、同時に一括して放送するもの。

（2）放送の必要のある無線局をグループごとに分割して放送するもの。

（3）放送の必要のある無線局を個別に指定して放送するもの。

（放送の申込み）

第5条 無線局による放送を希望する者（以下「希望者」という。）は、防災行政無線（同報系）放送申込書（別記様式）を事前に無線管理者に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 無線管理者は、前項に規定する申込みがあった時は、放送内容を確認の上受理するものとする。

（放送内容の変更）

第6条 無線管理者は、放送内容について、希望者と協議し、変更することができる。

(戸別受信機)

第7条 戸別受信機の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、機器の適正な管理に努めなければならない。

2 被貸与者は、戸別受信機に故障等が生じたときは、速やかに無線管理者に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

防災行政無線（同報系）放送申込書

年 月 日

半田市防災行政無線管理者 殿

（申込者）

住 所

氏 名

連絡先

下記のとおり放送の申込みをします。

記

放送希望日時	年 月 日 時 分
放送の目的	
放送の内容	
放送エリア	1. 市内全域 2. 一 部 ()
責 任 者 所属 氏名 連絡先	

※ 平常時の放送時間は、原則として午前8時から午後8時までです。